



先月に続いて下請業者の労災事故の話

です。「住宅新築の現場で下請けの一人親方が2階から落下し死亡した。遺族への補償はどうすれば…?」との相談が3月初めにありました。一人親方とは大工・左官に多いケースで他人を雇用しても年間100日以内の事業主です。法人の場合は一人取締役である事が条件になります。労基法の労働者には該当しませんので労災

保険は特別加入していなければ効きません。特別加入は一日の日給(給付基礎日額)を5千円~2万円の間で決めて加入します。病院代が全額無料になる事は同じですが、休業補償や遺族補償は

**労災保険がその一人親方は使えない!! ②特別加入を!**

その日給の何日分…という事になります。今回の

場合、遺族補償給付として一時金は1000日分、年金は153~245日分が支給される事になります。ただし、事前の加入が条件。年間の負担額は、約5~16万円代。備えあれば憂いなしです。



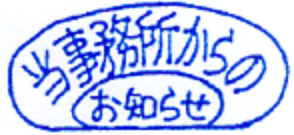
「受注は減るし単価は下がるしで、経営は厳しくなる一方…経費の見直しも考えていたらお宅のコンサルタント契約の話聞いたので…」とA社長が相談にこられました。当事務所が不況とデフレ経済に対応した新方式のコンサルタント契約をスタートさせたのは、2年前の4月でした。建設業の場合、許可以外に経審の一連の手続きや社会保険・労働保険といった労務に関する悩みが非常に沢山あります。こうした皆様の不慣れや不安に少

しでもお応えするのが私達の仕事ですが、これらをまとめて顧問(コンサルタント)契約にし、毎月定額を口座引落しして頂く方法で、従来の80~85%の費用に抑えようというものです。

**高品質のワンストップ型 低料金のサービスで 一番店へ**

この他にも①11条変更届②株主総会議事録③産

廃許可の更新…等6つの項目について書士手数料を半額でお受けしています。是非ご検討を! お知らせです。4/30(金)は臨時休業します。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。